

4. 令和2年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

(1) 総括表（5つの重点課題+推進体制別）

(単位：百万円)

	平成30年度 予算額	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額	対前年度 増△減額	平成30度 決算額
1. 損害回復・経済的支援等への取組	3,588	3,443	2,993	△ 450	2,307
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	1,021	1,177	1,128	△ 49	502
3. 刑事手続への関与拡充への取組	18	18	19	1	0
4. 支援等のための体制整備への取組	963	820	1,112	292	406
5. 国民の理解の増進と配慮・協力への取組	54	57	118	61	41
6. 推進体制	9	9	11	2	5
総計（再掲分を除く）	5,652	5,524	5,382	△ 142	3,260

(※1) 犯罪被害者等施策関係分として特掲することができない施策の予算額、決算額は含まれていない。

(※2) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。

(※3) 「対前年度増△減額」は再掲分を含めた数であるが、「総計」はいずれも再掲分を除いた合計額であるため、「対前年度増△減額」の「総計」は、「対前年度増△減額」の合計と一致しない。

(2) 施策・事業一覧

(単位：百万円)

施策・事業	平成30年度 予算額	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額	対前年度 増△減額	H30年度 決算額
総計	5,652	5,524	5,382	△ 142	3,260
【重点課題に係る具体的施策】					
1. 損害回復・経済的支援等への取組	3,588	3,443	2,993	△ 450	2,307
1 損害賠償制度の概要等を紹介した冊子・パンフレット【警察庁】					
(1) 「被害者の手引」の作成・配布	1	1	1	0	—
(2) 広報用パンフレット・ポスター・リーフレットによる被害者対策施策の周知	9	11	11	0	—
2 犯罪被害者等給付金【警察庁】	1,210	1,254	1,109	△ 145	792
3 犯罪被害給付制度裁定諸経費【警察庁】					
(1) 犯罪被害給付制度裁定諸経費	7	14	8	△ 6	—
(2) 犯罪被害給付事務処理システムの運用	6	3	0	△ 3	6
4 国外犯罪被害者甲慰金等【警察庁】	37	37	19	△ 18	12
5 国外犯罪被害者甲慰金等支給裁定諸経費【警察庁】	5	5	3	△ 2	—
6 性犯罪被害者に対する緊急避妊等【警察庁】	66	61	60	△ 1	—
7 司法解剖後の遺体搬送【警察庁】	42	41	41	0	—
8 司法解剖後の遺体修復【警察庁】	33	32	32	0	—
9 身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減【警察庁】	39	33	33	0	—
10 犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借上げ【警察庁】	17	17	17	0	—
11 ハウスクリーニングに要する経費【警察庁】	5	6	6	0	—

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

施策・事業	平成30年度 予算額	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額	対前年度 増△減額	H30年度 決算額
12 損害賠償請求についての援助等【法務省】	—	—	—	—	—
	総合法律支援事業に係る運営費交付金				
	15,391 の内数	15,508 の内数	15,420 の内数		15,391 の内数
13 刑事事件の証人等に対する給付制度【法務省】	1	1	1	0	0
14 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	1,015 の内数	931 の内数	933 の内数		867 の内数
15 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	次世代育成支援対策施設整備交付金				
	7,129 の内数	15,736 の内数	14,387 の内数		7,159 の内数
16 トライアル雇用助成金事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	2,365 の内数	1,081 の内数	1,202 の内数		1,823 の内数
17 個別労働紛争対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	2,238 の内数	3,016 の内数	3,325 の内数		2,118 の内数
18 被害回復のための休暇制度に関する周知啓発【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	29 の内数	87 の内数	73 の内数		28 の内数
19 自動車事故相談及び示談斡旋事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	570	571	571	0	568
20 政府保障事業による保障金の支給【国土交通省】	1,408	1,293	1,048	△ 245	822
21 被害者救済対策事業に要する経費の一部補助【国土交通省】	132	65	34	△ 31	107
22 司法解剖後の遺体修復費の負担・遺体搬送費の一部負担【国土交通省】	1	1	1	0	1
23 犯罪被害者等の刑事手続に要する経費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	1
24 犯罪被害者等のためのリーフレットの作成・配布【国土交通省】	1	1	1	0	1
25 犯罪被害者等が出頭する場合の旅費の負担【国土交通省】	1	1	1	0	0
2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	1,021	1,177	1,128	△ 49	502
1 児童虐待を始めとする被害少年に対する支援【警察庁】	107	108	116	8	—
2 再被害防止措置【警察庁】	1	1	1	0	—
3 保護対策の推進【警察庁】					
(1) 保護対策業務における民間警備の活用	24	24	24	0	24
(2) 保護対象者警戒資機材の整備	14	23	31	8	—
(3) 保護対象者居宅への警備用資機材借上げ等	10	11	11	0	—
(4) 保護対策用住居借上げ	1	1	1	0	—
4 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者等の安全確保【警察庁】					
(1) ストーカー・DV対策資機材の整備	33	12	2	△ 10	—
(2) 被害者等の一時避難等宿泊費	54	55	27	△ 28	—
(3) 被害の未然防止のための学校等における知育・徳育活動	5	4	5	1	4
新 (4) 高度警察情報通信基盤の機能強化	0	0	32	32	0
5 児童虐待防止対策実践塾等【警察庁】	6	9	6	△ 3	—

4. 令和2年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	平成30年度 予算額	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額	対前年度 増△減額	H30年度 決算額
6 児童虐待情報管理業務の充実・強化【警察庁】	24	0	0	0	—
7 児童虐待対応基盤整備【警察庁】	0	47	0	△47	0
8 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度【警察庁】	28	28	29	1	—
9 職員等に対する研修の充実等【警察庁】					
(1) 警察職員に対する研修(カウンセリング担当者専科)	2	2	2	0	1
(2) 全国被害者支援担当課長会議等	4	4	4	0	—
(3) カウンセリング職員に対する専門研修	9	10	11	1	—
10 犯罪被害者等のための施設等の改善【警察庁】					
(1) 警察施設外の相談会場借上げ	7	7	7	0	—
(2) 犯罪被害者支援活動用携帯電話の整備	3	3	3	0	—
(3) 捜査における性犯罪証拠採取セットの整備	4	5	5	0	—
(4) 犯罪被害者等の物品等の返還用袋の整備	1	1	1	0	—
11 インターネットに起因する少年の被害防止に関する研究【警察庁】	1	0	0	0	1
12 コミュニティサイトに起因する性的搾取の防止に関する研究【警察庁】	0	1	1	0	0
13 被害者等に対する情報提供【法務省】	10	9	26	17	—
14 検察官等に対する研修の充実等【法務省】	10	14	14	0	5
15 犯罪被害者等のための対応強化【法務省】	12	1	1	0	1
16 被害者の視点を取り入れた教育【法務省】	34	33	48	15	34
17 犯罪被害者等に対する加害者情報の提供【法務省】	2	2	2	—	—
18 スクールカウンセラー等活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部				
	4,569 の内数	4,738 の内数	4,866 の内数		6,086 の内数
19 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	独立行政法人教職員支援機構運営費交付金				
	1,266 の内数	1,263 の内数	1,215 の内数		1,266 の内数
20 地域における家庭教育支援基盤構築事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	地域における家庭教育支援基盤構築事業の一部				
	73 の内数	73 の内数	75 の内数		6,358 の内数
21 児童保護費負担金と児童保護医療費負担金の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	126,647 の内数	131,657 の内数	135,480 の内数		117,353 の内数
22 婦人保護事業費補助金の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	1,317 の内数	1,334 の内数	1,372 の内数		1,134 の内数
23 婦人保護事業費負担金と婦人相談所運営費負担金の一部【厚生労働省】(1.12の再掲)	—	—	—	—	—
	1,015 の内数	931 の内数	933 の内数		867 の内数
24 児童自立生活援助事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童保護費負担金と児童保護医療費負担金				
	126,647 の内数	131,657 の内数	135,480 の内数		117,353 の内数

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

施策・事業	平成30年度 予算額	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額	対前年度 増△減額	H30年度 決算額
25 こころの健康づくり対策事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	P T S D ・ 思春期精神保健対策事業				
	14 の内数	14 の内数	14 の内数		12 の内数
26 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部（都道府県実施分）【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	地域生活支援事業				
	45,071 の内数	49,486 の内数	45,091 の内数		45,071 の内数
27 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の一部（国立障害者リハビリテーションセンター実施分）【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	11 の内数	11 の内数	11 の内数		3 の内数
28 子どもの心の診療ネットワーク事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	母子保健医療対策総合支援事業（統合補助金）				
	21,465 の内数	23,149 の内数	23,955 の内数		16,108 の内数
29 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	次世代育成支援対策施設整備交付金				
	7,129 の内数	15,736 の内数	14,387 の内数		7,159 の内数
30 夜間対応等の体制整備の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童虐待・DV対策等総合支援事業				
	15,870 の内数	16,862 の内数	18,266 の内数		7,560 の内数
31 虐待対応のための協力医療機関の充実の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童虐待・DV対策等総合支援事業				
	15,870 の内数	16,862 の内数	18,266 の内数		7,560 の内数
32 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	子ども子育て支援交付金（内閣府計上）				
	118,766 の内数	130,376 の内数	145,345 の内数		110,618 の内数
	—	—	—	—	—
	児童虐待・DV対策等総合支援事業				
	15,870 の内数	16,862 の内数	18,266 の内数		7,560 の内数
33 専門里親の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童保護費負担金と児童保護医療費負担金				
	126,647 の内数	131,657 の内数	135,480 の内数		117,353 の内数
34 里親支援事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童虐待・DV対策等総合支援事業				
	15,870 の内数	16,862 の内数	18,266 の内数		7,560 の内数
35 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童虐待・DV対策等総合支援事業				
	15,870 の内数	16,862 の内数	18,266 の内数		7,560 の内数

施策・事業	平成30年度 予算額	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額	対前年度 増△減額	H30年度 決算額
36 婦人相談所等の職員への専門研修の実施の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童虐待・DV対策等総合支援事業				
	15,870 の内数	16,862 の内数	18,266 の内数		7,560 の内数
37 社会的養護自立支援事業の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童虐待・DV対策等総合支援事業				
	15,870 の内数	16,862 の内数	18,266 の内数		7,560 の内数
38 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等【国土交通省】					
(1) 短期入院協力病院の受入体制の整備及び強化に要する経費の一部補助	216	204	155	△ 49	126
(2) 短期入院に要する経費の一部補助	112	112	112	0	88
(3) 日常生活支援を受け入れる障害者支援施設等の受入体制の整備及び強化に要する経費の一部補助	149	300	313	13	105
(4) 療護センターの設置・運営	— 独法	— 独法	— 独法	—	— 独法
	独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金				
	7,180 の内数	7,317 の内数	7,350 の内数		7,180 の内数
(5) 療護センターの施設整備	138	147	140	△ 7	115
39 日本司法支援センター職員に対する研修の充実等【法務省】	—	—	—	—	—
	総合法律支援事業に係る運営費交付金				
	15,391 の内数	15,508 の内数	15,420 の内数		15,391 の内数
3. 刑事手続への関与拡充への取組	18	18	19	1	0
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等【法務省】	—	—	—	—	—
	総合法律支援事業に係る国選弁護士確保業務等委託費				
	16,851 の内数	16,613 の内数	17,042 の内数		16,840 の内数
2 加害者に対する犯罪被害者等の心情の伝達【法務省】	1	1	1	—	—
3 仮釈放等審理における犯罪被害者等への対応の充実【法務省】	17	17	18	—	—
4. 支援等の体制整備への取組	963	820	1,112	292	406
1 都道府県担当者会議の開催【警察庁】	1	1	1	0	1
2 犯罪被害者等施策の総合的推進事業【警察庁】	14	15	12	△ 3	10
3 安心な社会を創るための匿名通報事業【警察庁】	16	17	17	0	14
4 交通事故相談活動の推進【国土交通省】	12	11	11	0	12
5 交通事故被害者サポート事業経費【警察庁】	11	11	11	0	7
6 公共交通における事故発生時の被害者支援のための施策【国土交通省】	4	4	4	0	2
7 女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業経費【内閣府】	22	20	21	1	15
8 被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究【内閣府】	10	0	0	0	13
新 9 DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業【内閣府】	0	0	250	250	0
10 性犯罪被害者等支援体制整備促進事業【内閣府】	11	9	8	△ 1	10

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

施策・事業	平成30年度 予算額	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額	対前年度 増△減額	H30年度 決算額
11 配偶者暴力相談全国共通ダイヤル設定等経費【内閣府】	2	2	2	0	1
12 配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究費【内閣府】	0	8	0	△8	0
新 13 危険度判定に基づく機関連携による被害者支援及び加害者更生プログラムに関する調査研究【内閣府】	0	0	8	8	0
14 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金【内閣府】	187	210	247	37	170
15 性犯罪被害者相談電話番号の統一化に要する経費【警察庁】	4	13	13	0	—
16 男女間における暴力に関する調査経費【内閣府】	0	0	13	13	0
17 特定非営利活動法人等の活動促進【内閣府】	—	—	—	—	—
市民活動推進事業					
18 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応【警察庁】	70 の内数	64 の内数	55 の内数		63 の内数
(1) ストーカー対策担当者専科	7	7	7	0	1
(2) ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する地域精神科等医療との連携	17	17	14	△3	—
(3) 多機関連携によるストーカー加害者更生に関する調査研究	13	0	0	0	4
(4) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案情報の検索機能高度化	15	0	0	0	—
19 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱【警察庁】	22	23	23	0	—
20 民間団体への支援の充実【警察庁】					
(1) 民間被害者支援団体に対する活動支援	6	6	6	0	5
(2) 民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託	45	45	46	1	—
(3) 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託	118	119	120	1	—
(4) 民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託	45	45	46	1	—
(5) 民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託	50	50	50	0	—
21 被害者等からの相談への対応【法務省】					
(1) 被害者支援員の配置	247	102	104	2	136
(2) 被害者ホットラインの設置	1	2	2	—	—
(3) 刑事手続に関するパンフレットの作成・配布等	7	6	5	—	5
22 更生保護官署における支援等のための体制整備【法務省】	70	74	71	△3	—
23 人権相談【法務省】	—	—	—	—	—
人権擁護関係予算					
24 人権侵犯事件の調査・処理等【法務省】	3,407 の内数	3,486 の内数	3,517 の内数		3,407 の内数
人権擁護関係予算					
25 相談及び情報の提供等【法務省】	3,407 の内数	3,486 の内数	3,517 の内数		3,407 の内数
総合法律支援事業に係る運営費交付金					
	15,391 の内数	15,508 の内数	15,420 の内数		15,391 の内数

4. 令和2年度犯罪被害者等施策関係予算額等調

施策・事業	平成30年度 予算額	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額	対前年度 増△減額	H30年度 決算額
26 いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部【文部科学省】		—	—	—	—
	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部				
	190 の内数	167 の内数	166 の内数		159 の内数
27 スクールソーシャルワーカー活用事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部				
	1,484 の内数	1,722 の内数	1,806 の内数		6,086 の内数
28 虐待・思春期問題情報研修センター事業費の一部【厚生労働省】	—	—	—	—	—
	児童虐待・DV対策等総合支援事業				
	15,870 の内数	16,862 の内数	18,266 の内数		7,560 の内数
29 海外における調査研究【警察庁】	1	0	0	0	1
30 犯罪被害者等に関する調査【警察庁】	4	3	3	0	2
31 総合的対応窓口の周知促進【警察庁】	0	1	1	0	0
32 性犯罪被害者の心理と警察官の対応に関する研究【警察庁】	0	1	1	0	0
5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	54	57	118	61	41
1 犯罪被害者等施策の啓発のための中央・地方大会の開催【警察庁】	10	10	10	0	11
2 女性に対する暴力をなくす運動の広報啓発に係る経費【内閣府】	6	5	4	△1	3
3 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び相談支援促進経費【内閣府】	4	13	13	0	5
4 「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」等広報啓発費【内閣府】	4	3	3	0	2
5 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談体制強化に向けた調査	0	8	0	△8	0
6 若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究【内閣府】	11	0	0	0	8
7 犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動【警察庁】	2	2	7	5	1
8 人身取引被害申告票の作成、配布【警察庁】	1	1	1	0	1
9 人権啓発活動【法務省】		—	—	—	—
	人権擁護関係予算				
	3,407 の内数	3,486 の内数	3,517 の内数		3,407 の内数
10 道徳教育の抜本的改善・充実の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	402 の内数	391 の内数	316 の内数		316 の内数
11 健全育成のための体験活動推進事業の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	学校を核とした地域力強化プランの一部				
	99 の内数	99 の内数	99 の内数		148 の内数
12 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	独立行政法人教職員支援機構運営費交付金				
	1,266 の内数	1,263 の内数	1,215 の内数		1,266 の内数

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

施策・事業	平成30年度 予算額	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額	対前年度 増△減額	H30年度 決算額
13 人権教育開発事業等の一部【文部科学省】	—	—	—	—	—
	{ 55 の内数 }	{ 51 の内数 }	{ 51 の内数 }		{ 52 の内数 }
14 児童虐待防止推進フォーラム開催等広報啓発経費の一部【厚生労働省】	16	16	80	64	9
6. 推進体制	9	9	11	2	5
1 犯罪被害者等施策推進会議の開催【警察庁】	2	2	4	2	1
2 犯罪被害者団体等との情報交換の実施【警察庁】	1	1	1	0	1
3 犯罪被害者等施策年次報告の作成【警察庁】	6	7	7	0	5

(注1) 施策・事業のうち、新規に計上したものについては「新」と表示している。

(注2) 犯罪被害者等施策関係分の予算額及び決算額が特掲できないものについては、「—」と表示している。内数表示分は、総額に計上していない。

(注3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と一致しないものがある。0より大きい計数で、四捨五入により「0」となるものについては、「1」と表示している。

なお、合計は整理前の計数を合計し、対前年度増△減額は表示されている計数の差を表示している。

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

5-1. 政府の主たる犯罪被害者等施策担当窓口

担当官庁	担当部署
警察庁	長官官房犯罪被害者等施策担当参事官（推進会議、犯罪被害者等基本計画関係） 長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室（警察が行う犯罪被害者支援関係）
内閣府	男女共同参画局総務課
総務省	大臣官房企画課
法務省	大臣官房秘書課政策評価企画室
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室
厚生労働省	政策統括官付社会保障担当参事官室
国土交通省	総合政策局政策課

5-2. 都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等 並びに条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の状況

令和2年4月1日現在

地方公共団体名	施策担当窓口部局 部局名	総合的対応窓口 部局名	犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例の制定・計画等の策定の有無		見舞金・貸付金制度の有無	
			地域安全・安心(防犯)	交通安全	消費生活	人権	男女共同参画	青少年育成	その他	条例の制定	計画等の策定	見舞金	貸付金
北海道	環境生活部くらし安全局道民生活課	北海道被害者相談室((公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター)(犯罪被害者等総合相談窓口業務を委託)	○	○		○	○	○	○	○			
青森県	環境生活部県民生活文化課	同左	○	○	○			○	○	○			
岩手県	環境生活部県民くらしの安全課	同左	○	○					○	○			
宮城県	環境生活部共同参画社会推進課安全・安心まちづくり推進班	同左	○				○	○	○	○			
秋田県	生活環境部県民生活課	同左	○	○	○			○	○	○			
山形県	防災くらし安心部消費生活・地域安全課	同左	○	○	○				○	○		○	
福島県	生活環境部男女共生課	同左				○	○		○	○			
茨城県	県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室	同左	○	○					○	○			
栃木県	県民生活部くらし安全安心課	同左	○	○	○				○	○			
群馬県	生活子ども部生活子ども課人権男女共同参画室	同左				○	○		○	○			
埼玉県	県民生活部防犯・交通安全課	同左	○	○					○	○			
千葉県	環境生活部くらし安全推進課防犯対策推進室	同左	○	○	○			○	○	○			
東京都	総務局人権部人権施策推進課被害者支援連携担当	(公社)被害者支援都民センター							○	○			

基礎資料

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等一覧											条例の制定・計画等の策定の有無		見舞金・貸付金制度の有無	
地方公共団体名	施策担当窓口部局	総合的対応窓口	犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例の制定	計画等の策定	見舞金	貸付金	
	部局名	部局名	地域安全・安心(防犯)	交通安全	消費生活	人権	男女共同参画	青少年育成	その他					
神奈川県	くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課	同左	○	○						○	○		○	
新潟県	県民生活・環境部県民生活課	同左	○	○	○				○	○	○			
富山県	総合政策局防災・危機管理課	同左	○	○						○	○			
石川県	生活環境部生活安全課交通防犯グループ	同左	○	○							○			
福井県	安全環境部県民安全課	同左	○	○	○			○			○			
山梨県	県民生活部県民安全協働課消費安全担当	同左	○		○				○	○	○			
長野県	県民文化部人権・男女共同参画課	同左				○	○				○			
岐阜県	環境生活部県民生活課	県民生活相談センター	○	○	○				○	○	○	○		
静岡県	くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課被害者支援班	同左								○	○			
愛知県	防災安全局県民安全課	県民相談・情報センター及び県民相談室	○	○					○	○	○			
三重県	環境生活部くらし・交通安全課	同左	○	○	○					○	○	○		
滋賀県	総合企画部県民活動生活課消費生活・安全なまちづくり係	同左	○		○				○	○	○			
京都府	府民環境部安心・安全まちづくり推進課	同左	○	○						○	○			
大阪府	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課	同左	○						○	○	○			
兵庫県	企画県民部県民生活局地域安全課	同左	○							○	○			
奈良県	文化・教育・くらし創造部人権施策課	同左				○				○	○			
和歌山県	環境生活部県民局県民生活課	同左	○	○	○				○	○			○	
鳥取県	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	同左	○	○	○				○	○	○			
島根県	環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室	同左	○		○					○	○			
岡山県	県民生活部くらし安全安心課安全安心まちづくり班	同左	○	○	○				○	○	○			
広島県	環境県民局県民活動課	同左	○	○				○	○		○			
山口県	環境生活部県民生活課	同左	○	○					○		○			
徳島県	危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課	同左	○	○	○						○			
香川県	危機管理総局くらし安全安心課	同左	○		○				○	○				
愛媛県	県民環境部県民生活局人権対策課	同左				○				○	○			
高知県	文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課	同左	○	○	○		○		○	○				
福岡県	人づくり・県民生活部生活安全課分室	福岡犯罪被害者総合サポートセンター	○	○	○					○	○			

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等一覧											条例の制定・計画等の策定の有無		見舞金・貸付金制度の有無	
地方公共団体名	施策担当窓口部局	総合的対応窓口	犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例の制定	計画等の策定	見舞金	貸付金	
	部局名	部局名	地域安全・安心(防犯)	交通安全	消費生活	人権	男女共同参画	青少年育成	その他					
佐賀県	県民環境部くらしの安全安心課	同左	○	○	○					○	○	○		
長崎県	県民生活環境部交通・地域安全課	同左	○	○						○	○			
熊本県	環境生活部県民生活局くらしの安全推進課	同左	○	○					○	○	○			
大分県	生活環境部県民生活・男女共同参画課(消費生活・男女共同参画プラザ)	同左	○		○		○			○	○			
宮崎県	総合政策部人権同和对策課	同左				○					○			
鹿児島県	総務部男女共同参画局くらし共生協働課	同左	○	○	○					○	○			
沖縄県	子ども生活福祉部消費・くらし安全課	同左	○	○	○					○	○			
札幌市	市民文化局地域振興部政課	同左	○							○				
仙台市	市民局生活安全安心部市民生活課	同左	○							○				
さいたま市	市民局市民生活部市民生活安全課	同左	○	○						○	○			
千葉市	市民局市民自治推進部地域安全課	同左	○	○						○	○			
横浜市	市民局人権課	同左				○				○		○		
川崎市	市民文化局市民生活部地域安全推進課／人権・男女共同参画室	市民文化局市民生活部地域安全推進課	○	○		○	○			○				
相模原市	市民局交通・地域安全課	同左	○	○						○				
新潟市	市民生活部市民生活課安心・安全推進室	同左	○	○						○	○			
静岡市	市民局生活安心安全課	同左	○	○	○					○	○			
浜松市	市民部市民生活課	市民生活課くらしのセンター	○	○	○					○	○			
名古屋市	スポーツ市民局人権施策推進室	名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口				○				○	○	○		
京都市	文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター(京都市犯罪被害者総合相談窓口)	○	○						○	○	○		
大阪市	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課	同左				○				○	○	○		
堺市	市民人権局市民生活部市民協働課	同左	○							○	○			
神戸市	危機管理室／福祉局人権推進課	福祉局人権推進課	○	○		○				○	○	○		
岡山市	市民生活局市民生活部生活安全課交通安全防犯室	保健福祉ネットワーク総合相談窓口	○	○						○				
広島市	市民局市民安全推進課	同左	○							○	○			
北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心相談センター	①福岡犯罪被害者総合サポートセンター ②性暴力被害者支援センター・ふくおか								○	○	○		

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策担当窓口部局等一覧										条例の制定・計画等の策定の有無		見舞金・貸付金制度の有無	
地方公共団体名	施策担当窓口部局	総合的対応窓口	犯罪被害者等施策以外に担当している主な施策							条例の制定	計画等の策定	見舞金	貸付金
	部局名	部局名	地域安全・安心(防犯)	交通安全	消費生活	人権	男女共同参画	青少年育成	その他				
福岡市	市民局生活安全部防犯・交通安全課	①福岡犯罪被害者総合サポートセンター ②性暴力被害者支援センター・ふくおか	○	○									
熊本市	文化市民局市民生活部生活安全課	①同左 ②中央区役所総務企画課 ③東区役所総務企画課 ④西区役所総務企画課 ⑤南区役所総務企画課 ⑥北区役所総務企画課	○	○	○								

都道府県・政令指定都市における条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の実施数と割合

地方公共団体(数)	条例の制定		計画等の策定		見舞金		貸付金	
	実施数	(%)	実施数	(%)	実施数	(%)	実施数	(%)
都道府県(47)	37	78.7%	44	93.6%	2	4.3%	3	6.4%
政令指定都市(20)	12	60.0%	14	70.0%	5	20.0%	0	0.0%

5-3. 犯罪被害者等施策主管課・犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置、条例・計画等の制定・策定及び見舞金・貸付金制度導入の状況(市区町村)

令和2年4月1日現在

	市区町村数	施策主管課の確定状況		総合的対応窓口の設置状況		条例・計画等の制定・策定の状況				見舞金・貸付金制度導入の状況			
		確定数	(%)	設置済み数	(%)	条例の制定数	(%)	計画等の策定数	(%)	見舞金		貸付金	
										導入済み数	(%)	導入済み数	(%)
北海道	178	178	100.0%	178	100.0%	175	98.3%	4	2.2%	2	1.1%	1	0.6%
青森	40	40	100.0%	40	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岩手	33	33	100.0%	33	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮城	34	34	100.0%	34	100.0%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
秋田	25	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	1	4.0%	25	100.0%	0	0.0%
山形	35	35	100.0%	35	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福島	59	59	100.0%	59	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
茨城	44	44	100.0%	44	100.0%	7	15.9%	0	0.0%	3	6.8%	2	4.5%
栃木	25	25	100.0%	25	100.0%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

	市区町村数	施策主管課の確定状況		総合的対応窓口の設置状況		条例・計画等の制定・策定の状況				見舞金・貸付金制度導入の状況			
										見舞金		貸付金	
		確定数	(%)	設置済み数	(%)	条例の制定数	(%)	計画等の策定数	(%)	導入済み数	(%)	導入済み数	(%)
群馬	35	35	100.0%	35	100.0%	1	2.9%	12	34.3%	0	0.0%	0	0.0%
埼玉	62	62	100.0%	62	100.0%	11	17.7%	1	1.6%	7	11.3%	0	0.0%
千葉	53	53	100.0%	53	100.0%	7	13.2%	0	0.0%	5	9.4%	0	0.0%
東京	62	62	100.0%	62	100.0%	5	8.1%	1	1.6%	1	1.6%	3	4.8%
神奈川	30	30	100.0%	30	100.0%	4	13.3%	1	3.3%	4	13.3%	0	0.0%
新潟	29	29	100.0%	29	100.0%	15	51.7%	4	13.8%	0	0.0%	0	0.0%
富山	15	15	100.0%	15	100.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
石川	19	19	100.0%	19	100.0%	16	84.2%	14	73.7%	15	78.9%	0	0.0%
福井	17	17	100.0%	17	100.0%	2	11.8%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%
山梨	27	27	100.0%	27	100.0%	11	40.7%	1	3.7%	1	3.7%	0	0.0%
長野	77	77	100.0%	77	100.0%	0	0.0%	9	11.7%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜	42	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%	4	9.5%	37	88.1%	1	2.4%
静岡	33	33	100.0%	33	100.0%	5	15.2%	2	6.1%	4	12.1%	0	0.0%
愛知	53	53	100.0%	53	100.0%	5	9.4%	1	1.9%	1	1.9%	0	0.0%
三重	29	29	100.0%	29	100.0%	2	6.9%	7	24.1%	2	6.9%	0	0.0%
滋賀	19	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%	0	0.0%	19	100.0%	0	0.0%
京都	25	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	1	4.0%	25	100.0%	1	4.0%
大阪	41	41	100.0%	41	100.0%	4	9.8%	1	2.4%	4	9.8%	0	0.0%
兵庫	40	40	100.0%	40	100.0%	36	90.0%	0	0.0%	36	90.0%	1	2.5%
奈良	39	39	100.0%	39	100.0%	36	92.3%	0	0.0%	36	92.3%	2	5.1%
和歌山	30	30	100.0%	30	100.0%	2	6.7%	0	0.0%	2	6.7%	0	0.0%
鳥取	19	19	100.0%	19	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
島根	19	19	100.0%	19	100.0%	0	0.0%	14	73.7%	0	0.0%	0	0.0%
岡山	26	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	0	0.0%	5	19.2%	0	0.0%
広島	22	22	100.0%	22	100.0%	8	36.4%	1	4.5%	10	45.5%	0	0.0%
山口	19	19	100.0%	19	100.0%	6	31.6%	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%
徳島	24	24	100.0%	24	100.0%	0	0.0%	4	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
香川	17	17	100.0%	17	100.0%	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	20	20	100.0%	20	100.0%	0	0.0%	18	90%	0	0.0%	0	0.0%
高知	34	34	100.0%	34	100.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福岡	58	58	100.0%	58	100.0%	3	5.2%	0	0.0%	3	5.2%	0	0.0%
佐賀	20	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	0	0.0%	20	100.0%	0	0.0%
長崎	21	21	100.0%	21	100.0%	15	71.4%	0	0.0%	15	71.4%	0	0.0%
熊本	44	44	100.0%	44	100.0%	3	6.8%	2	4.5%	1	2.3%	0	0.0%
大分	18	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%	0	0.0%	18	100.0%	0	0.0%
宮崎	26	26	100.0%	26	100.0%	0	0.0%	4	15.4%	0	0.0%	0	0.0%
鹿児島	43	43	100.0%	43	100.0%	2	4.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
沖縄	41	41	100.0%	41	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全国	1,721	1,721	100.0%	1,721	100.0%	558	32.4%	110	6.4%	303	17.6%	11	0.6%

※ 市区町村には、政令指定都市を含まない。

※ 区は、東京都の23区をいう。

5-4. 地方公共団体における犯罪被害者等を対象とした見舞金・貸付金の制度

地方公共団体名	見舞金 開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	傷害
(都道府県・政令指定都市)			
山形県			
神奈川県			
岐阜県	平成20年4月1日	犯罪被害により親等を亡くした遺児（義務教育終了までの者及び高等学校在学中で満20歳未満の者）に、年1回（5月5日基準日）激励金を支給 (1) 小学生以下 1万5千円 (2) 中学生 2万円 (3) 高校生等 2万5千円	
三重県	平成31年4月1日	60万円	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ入院3日以上20万円
和歌山県			
神奈川県横浜市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日間以上10万円
愛知県名古屋市	平成30年7月1日 (対象は平成30年4月1日以降の事案)	支援金として、30万円（資力要件等あり） 見舞金として、上限150万円（遺族が損害賠償請求権に係る債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合）	支援金として、全治1月以上10万円（資力要件等あり）
京都府京都市	平成23年4月1日	30万円※生活資金の給付（犯罪被害による生活困窮者に対し、一律30万円を支給する。その他要件あり。）	30万円※生活資金の給付（犯罪被害による生活困窮者に対し、一律30万円を支給する。その他要件あり。）
大阪府大阪市	令和2年4月1日	30万円	医師の診断により全治1か月以上の療養、かつ入院3日以上10万円
兵庫県神戸市	平成25年4月1日	50万円	全治1か月以上15万円
(市区町村)			
北海道北斗市	平成22年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
北海道広尾町	平成21年4月1日	30万円	10万円
秋田県秋田市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円

5. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況

	その他	貸付金 開始年月日	貸付金の額等		
			死亡	傷害	その他
		平成20年4月1日	30万円	30万円	
		平成21年4月1日	国で定める犯罪被害者等給付金対象者に対し、100万円（上限）を、給付条件に至らないが故意の犯罪により傷病を負ったものに対し、30万円（上限）を貸し付ける。		
	精神療養見舞金 医師の診断より、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上労務に服することができないもの5万円（その他給付要件あり）				
		平成31年4月1日	国で定める犯罪被害者等給付金対象者に対し、100万円（上限）を貸し付ける。	国で定める犯罪被害者等給付金対象者に対し、100万円（上限）を貸し付ける。	
	強制性交等罪等またはその未遂罪 5万円				
	支援金として、強制性交等罪・監護者性交等罪10万円（資力要件等あり）				
	強制性交等の被害10万円				
		平成21年4月1日	1人20万円以内貸付期間1年以内		

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	見舞金 開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	傷害
秋田県能代市	平成19年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県横手市	平成18年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県大館市	平成18年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県男鹿市	平成20年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県湯沢市	平成18年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県鹿角市	平成23年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県由利本荘市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県潟上市	平成18年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県大仙市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県北秋田市	平成27年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県にかほ市	平成19年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県仙北市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県小坂町	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県上小阿仁村	平成28年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県藤里町	平成29年6月13日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県三種町	平成29年6月14日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県八峰町	平成29年6月14日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県五城目町	平成28年4月1日	30万円	(1) 入院期間3か月以上10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満5万円 (3) 前号に掲げる場合以外の場合2万円
秋田県八郎潟町	平成29年9月15日	30万円	(1) 入院期間3か月以上10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満5万円 (3) 前号に掲げる場合以外の場合2万円
秋田県井川町	平成18年6月21日	30万円	(1) 入院期間3か月以上10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満5万円 (3) 前号に掲げる場合以外の場合2万円
秋田県大潟村	平成28年4月1日	30万円	(1) 入院期間3か月以上10万円 (2) 入院期間1か月以上3か月未満5万円 (3) 前号に掲げる場合以外の場合2万円
秋田県美郷町	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県羽後町	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
秋田県東成瀬村	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
茨城県潮来市	平成25年12月27日	30万円	20万円
茨城県常陸大宮市	平成22年3月25日	30万円（第1順位遺族）	全治1か月以上10万円
茨城県行方市	平成30年12月12日	30万円	10万円
埼玉県春日部市	平成31年4月1日	30万円	10万円
埼玉県蕨市	昭和43年4月1日	10万円	重傷者5万円
埼玉県新座市	平成24年6月22日	見舞金の額は、犯罪被害の程度等を勘案した上で、新座市犯罪被害者支援推進協議会会長が定める。	
埼玉県久喜市	令和2年4月1日	30万円	10万円
埼玉県三芳町	平成13年4月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上2か月未満10万円 (3) 全治2か月以上3か月未満15万円 (4) 全治3か月以上20万円

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	見舞金 開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	傷害
埼玉県嵐山町	平成12年4月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上2か月未満10万円 (3) 全治2か月以上3か月未満15万円 (4) 全治3か月以上20万円
埼玉県川島町	令和元年12月10日	30万円	10万円
千葉県松戸市	平成24年7月9日	3万円(弔慰金)	
千葉県成田市	平成18年3月27日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満5万円 (3) 全治3か月以上10万円
千葉県印西市	平成29年4月1日	30万円	(1) 全治1か月以上3か月未満5万円 (2) 全治3か月以上10万円
千葉県神崎町	平成15年4月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満5万円 (3) 全治3か月以上10万円
千葉県多古町	平成14年1月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満10万円 (3) 全治3か月以上20万円
東京都中野区	令和2年4月1日	①30万円 ②被害者が生計を維持する 18歳以下の子どもがいる 場合一人につき30万円	10万円
東京都杉並区			
東京都国分寺市			
東京都多摩市			
神奈川県茅ヶ崎市	平成27年11月25日	50万円	加療1か月以上の被害10万円
神奈川県秦野市	平成元年6月23日	10万円	
神奈川県座間市	平成16年4月1日	(1) 20歳未満の者20万円 (2) 20歳以上の者30万円	入院の期間が15日以上の場合2万円 入院の期間が30日以上の場合4万円 入院の期間が45日以上の場合6万円 ほか
神奈川県寒川町	平成15年4月1日 (令和2年4月1日) 予定	国で定める犯罪被害者等給 付金対象者に対し、50万 円(上限)	国で定める犯罪被害者等給付金対象者 に対し、10万円(上限)
石川県金沢市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県小松市	平成27年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県珠洲市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	見舞金 開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	傷害
石川県加賀市	令和元年10月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県羽咋市	平成26年1月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県かほく市	平成25年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県白山市	平成30年6月28日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県能美市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県野々市市	平成25年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県津幡町	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県内灘町	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県志賀町	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県宝達志水町	平成26年3月25日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県中能登町	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
石川県能登町	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
福井県越前市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
山梨県韮崎市	平成21年3月23日	50万円	10万円
岐阜県岐阜市	令和2年1月1日	30万円	10万円
岐阜県大垣市	令和2年4月1日	30万円	10万円
岐阜県高山市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県多治見市	令和元年10月1日	30万円	10万円
岐阜県関市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県中津川市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県美濃市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県瑞浪市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県羽島市	令和2年4月1日	30万円	10万円
岐阜県恵那市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県美濃加茂市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県土岐市	令和元年9月27日	30万円	10万円
岐阜県各務原市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県可児市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県山県市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県郡上市	平成30年12月20日	30万円	10万円
岐阜県下呂市	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県岐南町	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県笠松町	平成30年10月1日	30万円	10万円（療養に1か月以上の期間を要する負傷又は疾病）
岐阜県養老町	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県垂井町	平成31年4月1日	30万円	10万円
岐阜県関ヶ原町	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
岐阜県神戸町	平成30年12月13日	30万円	10万円
岐阜県輪之内町	平成30年10月1日	30万円	10万円
岐阜県安八町	平成30年12月14日	30万円	10万円
岐阜県揖斐川町	平成30年9月11日	30万円	10万円
岐阜県大野町	平成30年9月14日	30万円	10万円
岐阜県池田町	平成30年9月13日	30万円	10万円
岐阜県坂祝町	平成31年1月1日	30万円	10万円

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	見舞金 開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	傷害
岐阜県富加町	平成31年1月1日	30万円	10万円（治療期間1か月以上）
岐阜県川辺町	平成31年1月1日	30万円	10万円
岐阜県七宗町	平成30年10月1日	30万円	10万円
岐阜県八百津町	平成31年1月1日	30万円	10万円
岐阜県白川町	平成31年1月1日	30万円	10万円
岐阜県東白川村	平成31年1月1日	30万円	10万円
岐阜県御嵩町	平成31年4月1日	30万円	10万円重症病（1か月以上）
岐阜県白川村	平成31年4月1日	30万円	10万円
静岡県藤枝市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上5万円
静岡県湖西市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上5万円
静岡県菊川市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上5万円
静岡県長泉町	平成30年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
愛知県犬山市	昭和44年3月29日 (平成24年7月9日 改正)	15万円(7日以内の死亡者)	5万円（医師の診断により入院30日以上の治療を要した者及び災害発生7日経過後の死亡者）
三重県四日市市	令和元年10月4日	遺族支援金：30万円	医師の診断により、療養の期間が1か月以上かつ3日以上入院が必要な場合、重傷病支援金：10万円
三重県大紀町	令和2年4月1日	遺族支援金：30万円	医師の診断により、療養に要する期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する場合、重傷病支援金：10万円
滋賀県大津市	平成15年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県彦根市	平成12年9月29日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県長浜市	平成18年2月13日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県近江八幡市	平成22年3月21日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県草津市	平成14年3月25日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県守山市	平成13年12月25日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県栗東市	平成13年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県甲賀市	平成17年1月1日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県野洲市	平成16年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県湖南市	平成16年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県高島市	平成29年6月28日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県東近江市	平成17年2月11日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県米原市	平成18年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県日野町	平成15年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県竜王町	平成12年4月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満3万円 (2) 全治1か月以上3か月未満10万円 (3) 全治3か月以上20万円
滋賀県愛荘町	平成18年2月13日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県豊郷町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県甲良町	平成27年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
滋賀県多賀町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府福知山市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府舞鶴市	平成23年6月28日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府綾部市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	見舞金 開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	傷害
京都府宇治市	平成22年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府宮津市	平成23年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府亀岡市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府城陽市	平成22年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府向日市	平成25年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府長岡京市	平成23年1月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府八幡市	平成24年7月12日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府京田辺市	平成23年9月26日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府京丹後市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府南丹市	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府木津川市	平成24年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府大山崎町	平成24年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府久御山町	平成21年5月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府井手町	平成23年7月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府宇治田原町	平成23年6月20日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府笠置町	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府和束町	平成26年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府精華町	平成25年9月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府南山城村	平成25年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府京丹波町	平成26年1月3日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府伊根町	平成26年1月3日	30万円	全治1か月以上10万円
京都府与謝野町	平成23年1月1日	30万円	全治1か月以上10万円
大阪府池田市	平成11年4月1日	20万円	入院加療3か月以上3万円
大阪府高槻市	昭和56年4月1日	10万円（弔慰金）	支給対象外
大阪府松原市	昭和45年4月1日	5万円（死亡弔慰金）	支給対象外
大阪府摂津市	平成20年7月1日	30万円	全治1か月以上10万円 （治療期間記載の診断書の提出）
兵庫県姫路市	平成23年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県尼崎市	平成27年7月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県明石市	平成23年4月1日	40万円（死亡・傷害あわせて40万円を超えない範囲）	全治1か月以上20万円
兵庫県西宮市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
兵庫県洲本市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県芦屋市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県伊丹市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上10万円
兵庫県相生市	平成17年6月27日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県豊岡市	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県加古川市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県赤穂市	平成18年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県西脇市	平成31年4月1日	30万円	10万円
兵庫県宝塚市	平成17年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県三木市	平成25年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県川西市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県小野市	平成28年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	見舞金 開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	傷害
兵庫県三田市	平成29年4月1日	30万円	10万円
兵庫県加西市	平成31年1月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県養父市	平成28年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県丹波市	平成20年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県南あわじ市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県朝来市	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県淡路市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県宍粟市	平成17年4月1日	10万円	全治1か月以上1万円
兵庫県加東市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県たつの市	平成17年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県猪名川町	令和2年4月1日	30万円	10万円
兵庫県多可町	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県稲美町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県播磨町	令和2年4月1日	60万円	20万円
兵庫県市川町	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県福崎町	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県神河町	令和元年12月9日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県太子町	平成21年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県上郡町	平成29年3月10日	30万円	全治1か月以上10万円
兵庫県佐用町	平成22年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県奈良市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県大和郡山市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県天理市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県橿原市	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県桜井市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県五條市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上の加療かつ3日以上病院に入院を要した者 精神の疾患の場合にあたっては、療養の期間が1か月以上でかつ3日以上労務に服することができない者 10万円
奈良県生駒市	平成31年4月	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県香芝市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県宇陀市	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県山添村	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県平群町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上の加療かつ3日以上病院に入院を要した者 ただし、精神の疾患の場合にあたっては、3日以上労務に服することができない者 10万円
奈良県三郷町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県斑鳩町	平成30年4月1日	30万円	医師の診断により全治1か月以上の加療かつ3日以上入院を要する者に 10万円

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	見舞金 開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	傷害
奈良県安堵町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上の加療かつ3日以上病院に入院を要した者 精神の疾患の場合にあたっては、療養の期間が1か月以上でかつ3日以上労務に服することができない者 10万円
奈良県川西町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県三宅町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上の加療かつ3日以上病院に入院を要した者 ただし、精神の疾患の場合にあたっては、3日以上労務に服することができない者 10万円
奈良県田原本町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県曽爾村	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県御杖村	令和2年4月1日	30万円	10万円 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を受けた時から引き続き村内に住所を有している者
奈良県高取町	平成30年4月1日	30万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を受けた時から引き続き町内に住所を有している者 10万円
奈良県明日香村	平成30年4月1日	30万円	10万円 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を受けた時から引き続き村内に住所を有している者
奈良県上牧町	平成30年4月1日	30万円	10万円 全治1か月以上の加療かつ3日以上病院に入院を要する者 精神的な疾病の場合にあたっては、3日以上労務に服することができない者
奈良県王寺町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県広陵町	令和2年4月1日	30万円	10万円
奈良県河合町	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県吉野町	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県大淀町	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上、3日以上入院10万円
奈良県下市町	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日以上を要したものの10万円 ただし、精神疾患は含まない。
奈良県黒滝村	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上3日以上入院
奈良県天川村	令和2年4月1日	30万円	全治1か月の加療かつ3日以上入院 10万円
奈良県野迫川村	平成31年4月1日	30万円	10万円
奈良県十津川村	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
奈良県下北山村	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ3日以上入院
奈良県上北山村	令和2年4月1日	30万円	10万円
奈良県川上村	令和2年4月1日	30万円	医師の診断により全治1か月以上の加療かつ3日以上入院を要する者に 10万円

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	見舞金 開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	傷害
奈良県東吉野村	令和2年4月1日	30万円	10万円 犯罪行為により重症病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を受けた時から引き続き村内に住所を有している者
和歌山県和歌山市	令和2年4月1日	30万円	療養に1月以上、当該療養期間内に3日以上入院で10万円
和歌山県上富田町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
岡山県総社市	平成23年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
岡山県備前市	平成23年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
岡山県瀬戸内市	平成24年1月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満5万円 (2) 全治1か月以上10万円
岡山県和気町	平成23年10月1日	30万円	全治1か月以上10万円
岡山県美咲町	平成31年4月1日	30万円	(1) 全治2週間以上1か月未満5万円 (2) 全治1か月以上10万円
広島県呉市	平成28年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
広島県府中市	平成29年1月1日	30万円	全治1か月以上10万円
広島県三次市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
広島県庄原市	平成30年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
広島県大竹市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
広島県廿日市市	平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
広島県安芸高田市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円（自責要件等あり）
広島県江田島市	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
広島県府中町	令和2年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
広島県神石高原町	平成29年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
山口県防府市	平成25年4月1日	30万円	全治1か月以上10万円
福岡県柳川市	令和2年1月1日	30万円	重傷病と診断され、療養の期間が1か月以上10万円
福岡県宗像市	平成16年4月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上10万円
福岡県みやま市	令和2年1月1日	30万円	負傷又は疾病の療養の期間が1月以上10万円
佐賀県佐賀市	平成29年10月1日	30万円	犯罪行為による重症病を患った者 10万円
佐賀県唐津市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県鳥栖市	平成29年10月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県多久市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県伊万里市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県武雄市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県鹿島市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県小城市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	見舞金 開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	傷害
佐賀県嬉野市	平成28年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県神埼市	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県吉野ヶ里町	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県基山町	平成28年10月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県上峰町	平成28年10月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県みやき町	平成28年7月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県玄海町	平成28年10月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県有田町	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県大町町	平成28年10月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県白石町	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県江北町	平成29年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
佐賀県太良町	平成28年10月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県佐世保市	平成30年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断され、かつ3日以上入院を要した者 10万円
長崎県島原市	令和元年7月12日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県壱岐市	平成31年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円以内
長崎県五島市	令和2年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県西海市	令和元年12月24日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断され、かつ3日以上入院を要した者 10万円
長崎県雲仙市	令和2年4月1日	30万円	負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県南島原市	令和2年4月1日	30万円	10万円
長崎県長与町	令和2年4月1日	30万円	10万円 ※負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断されたもの。
長崎県時津町	令和2年4月1日	30万円	治療に要する期間が1月以上であると医師により診断された者 10万円
長崎県東彼杵町	令和2年4月1日	30万円	10万円
長崎県川棚町	令和2年4月1日	30万円	10万円

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

地方公共団体名	見舞金 開始年月日	見舞金の額等	
		死亡	傷害
長崎県波佐見町	令和2年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断されたもの 10万円
長崎県小値賀町	令和2年4月1日	30万円	10万円
長崎県佐々町	令和2年4月1日	30万円	負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断されたもの 10万円
長崎県新上五島町	令和2年4月1日	30万円	治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断された者 10万円
熊本県長洲町	平成21年4月1日	15万円	全治1か月以上5万円
大分県大分市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県別府市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県中津市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県日田市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県佐伯市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県臼杵市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県津久見市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県竹田市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県豊後高田市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県杵築市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県宇佐市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県豊後大野市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県由布市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県国東市	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県姫島村	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県日出町	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県九重町	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円
大分県玖珠町	平成30年4月1日	30万円	重傷病10万円

6. 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧

(令和2年4月1日現在 47都道府県48団体)

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
北海道	公	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（北海道被害者相談室）	011-232-8740	月～金	○☆	★性暴力専用ダイヤル（011-211-8286、平成26年4月1日から実施） 弁護士による法律相談（無料）
	一	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター（北・ほっかいどう被害者相談室）	0166-24-1900	月・火・木・金		臨床心理士によるカウンセリング（無料）
青森	公	あおもり被害者支援センター	017-721-0783	月～金	○☆	弁護士による法律相談（2回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（4回まで無料）
岩手	公	いわて被害者支援センター	019-621-3751	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料）
宮城	公	みやぎ被害者支援センター	022-301-7830	火～金 (月は予約の相談日)	○☆	
秋田	公	秋田被害者支援センター	018-893-5937 0120-62-8010	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料） 精神科医師による治療（無料） 犯罪被害者に対する経済支援（特別支援）
山形	公	やまがた被害者支援センター	山形窓口 023-642-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（1回無料、 性被害は家族を含め3回まで無料） 緊急支援金（経済的支援、1被害者上限10万円） の支給（平成28年6月から）
			庄内出張所 0234-43-0783			
福島	公	ふくしま被害者支援センター	024-533-9600	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、60分） 臨床心理士によるカウンセリング（概ね5回まで無料）
茨城	公	いばらき被害者支援センター	029-232-2736	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、弁護士入室日は要問合せ） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
栃木	公	被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
群馬	公	被害者支援センターすてっぴぐんま	027-253-9991	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） DV被害者一時保護シェルターの運営
埼玉	公	埼玉犯罪被害者援助センター	048-865-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（月2回、1回無料、予約制） 臨床心理士によるカウンセリング（予約制）
千葉	公	千葉犯罪被害者支援センター	043-225-5450	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、原則毎月第4水曜日14時から16時まで） 臨床心理士によるカウンセリング（無料、予約制）
東京	公	被害者支援都民センター	03-5287-3336	月～金	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング（無料）
神奈川	N	神奈川被害者支援センター	045-311-4727	月～土	○☆	★性被害専用（045-328-3725、月～金）
新潟	公	にいがた被害者支援センター	新潟 025-281-7870	月～金	○☆	弁護士による法律相談（3回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）
			長岡 0258-32-7016			
			上越 025-522-3133			
富山	公	とやま被害者支援センター	076-413-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談・臨床心理士等による カウンセリング（原則初回相談無料）
石川	公	石川被害者サポートセンター	076-226-7830	火～土	○☆	弁護士による法律相談（初回無料、要予約） 臨床心理士等による心理相談（初回無料、要予約）

6. 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
福井	公	福井被害者支援センター	0120-783-892	月～土	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（無料、毎週木曜日午前、要予約）
山梨	公	被害者支援センターやまなし	055-228-8622	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
長野	N	長野犯罪被害者支援センター	長野 026-233-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
			中信 0263-73-0783			
			南信 0265-76-7830			
岐阜	公	ぎふ犯罪被害者支援センター	058-268-8700 0120-968-783	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士による相談（無料）
静岡	N	静岡犯罪被害者支援センター	054-651-1011	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回無料） 公認心理師等によるカウンセリング（原則1回無料）
愛知	公	被害者サポートセンターあいち	052-232-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、第2・4水曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（原則5回まで無料）
三重	公	みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料、予約制） 臨床心理士による心理相談（1回無料、予約制）
滋賀	公	おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341	月～金	○☆	カウンセリング無料 OVSC緊急支援金制度（令和2年4月から）
京都	公	京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830 0120-60-7830	月～金	○☆	京都市から犯罪被害者総合相談窓口業務を受託（通訳派遣など実施） 弁護士による法律相談（3回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（10回まで無料）
			ほくぶ相談室 0120-78-3974	ほくぶ相談室 月・木		
大阪	N	大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、90分） 臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）
兵庫	公	ひょうご被害者支援センター	078-367-7833	火・水・金・土	○☆	被害者に精通した弁護士による法律相談（1回無料、要予約） 臨床心理士による心理相談（無料、要予約）
奈良	公	なら犯罪被害者支援センター	0742-24-0783	月～金	○☆	★性暴力被害専用電話 SARASA (090-1075-6312、月～金) 弁護士による法律相談（2回まで無料） 臨床心理士等によるカウンセリング（5回まで無料）
			中南和相談 コーナー 0744-23-0783	中南和相談 コーナー 月・火		
和歌山	公	紀の国被害者支援センター	073-427-1000	月～土	○☆	弁護士・臨床心理士による移動相談（無料、5月・10月）
鳥取	公	とっとり被害者支援センター	0120-43-0874	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 臨床心理士による無料カウンセリング（毎週火曜日午前中）
島根	公	島根被害者サポートセンター	0120-556-491	月～金	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（5回まで無料） 弁護士による法律相談（3回まで無料）
岡山	公	被害者サポートセンターおかやま	086-223-5562	月～土	○☆	★性犯罪被害相談専用電話（086-206-7511、祝日・年末年始除く）
広島	公	広島被害者支援センター	082-544-1110	月～土	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 臨床心理士による心理相談（原則1回無料）
山口	公	山口被害者支援センター	083-974-5115	月～金	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）
徳島	公	徳島被害者支援センター	088-678-7830 088-656-8080	月・水～土	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング（無料）

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
香川	公	かがわ被害者支援センター	087-897-7799	月～金	○☆	弁護士による法律相談（原則初回無料、第2・4水曜日） 臨床心理士等によるカウンセリング（無料、第1・3水曜日）
愛媛	公	被害者支援センターえひめ	089-905-0150	火～土	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）
高知	N	こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回のみ無料） 臨床心理士による心理相談（年1回まで無料）
福岡	公	福岡犯罪被害者支援センター	092-409-1356	月～金	○☆	
			北九州 093-582-2796			
			筑後 0942-39-4416			
			筑豊 0948-28-5759			
佐賀	N	被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS	0952-33-2110	月～金	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング（無料）
長崎	公	長崎犯罪被害者支援センター	095-820-4977	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（初回無料）
熊本	公	くまもと被害者支援センター	096-386-1033	月～金	○☆	弁護士による法律相談（原則初回無料） 臨床心理士等によるカウンセリング（原則初回無料）
大分	公	大分被害者支援センター	097-532-7711	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
宮崎	公	みやざき被害者支援センター	0985-38-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、第2・4火曜日） 精神科医・臨床心理士によるカウンセリング（無料、第2・4木曜日）
鹿児島	公	かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341	火～土	○☆	弁護士による法律相談（原則初回無料、第2・4木曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（原則初回無料、第1・3土曜日）
沖縄	公	沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 精神科医及び臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）

注1：「法人」欄については、「N」は認定特定非営利活動法人を、「公」は公益社団法人を、「一」は一般社団法人を、それぞれ示す。

注2：「備考」欄については、「○」は、犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けていることを、「☆」は公益社団法人、特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人として認定されており当該団体に対する寄付金については税制上の優遇措置があることを、それぞれ示す。

注3：「特記事項」欄については、「★」は性暴力被害専用ダイヤルを示す。

6. 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧
 7. 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧

7. 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧 (提供：内閣府)

令和2年4月1日現在

	名称	相談受付日時	相談電話番号・メールアドレス(※) ※メール相談を実施しているセンターのみ	相談			警察に相談しない場合の医療費等公費負担		備考
				電話	面接	メール	交付金活用	自治体独自制度	
1	北海道・札幌市 性暴力被害者支援センター北海道 [SACRACH(さくらこ)]	月～金 10:00～20:00 (祝日、年末年始を除く。)	050-3786-0799 メール:sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp	○	○	○	-	-	
2	青森県 あおもり性暴力被害者支援センター	月・水 10:00～21:00 火・木・金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	「りんごの花ホットライン」 017-777-8349	○	○	-	○	-	
3	岩手県 はまなすサポート	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	019-601-3026 メール:HP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	-	
4	宮城県 性暴力被害相談支援センター宮城	月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	0120-556-460(こころ フォロー) 宮城県内専用フリーダイヤル	○	○	-	○	-	
5	秋田県 あきた性暴力被害者サポートセンター [ほっとハートあきた]	月～金 10:00～19:00 (祝日、年末年始除く。)	0800-8006-410	○	○	-	○	-	
6	山形県 やまがた性暴力被害者サポートセンター [べにサポ やまがた]	月～金 10:00～21:00 (祝日、年末年始を除く。)	023-665-0500 メール:HP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	-	
7	福島県 性暴力等被害救援協力機関 SACRAふくしま	月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	024-533-3940	○	○	-	○	-	
8	茨城県 性暴力被害者サポートネットワーク茨城	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	029-350-2001	○	○	-	○	-	
9	栃木県 とちぎ性暴力被害者サポートセンター [とちエール]	月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:30 緊急医療受付は22:00まで(祝日、 年末年始を除く。)	028-678-8200	○	○	-	○	-	
10	群馬県 群馬県性暴力被害者サポートセンター [Saveぐんま]	月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	027-329-6125	○	○	-	○	-	
11	埼玉県 埼玉県性暴力等犯罪被害専用相談電話 アイリスホットライン	24時間365日	048-839-8341	○	○	-	○	-	民間団体による 支援有
12	千葉県・ 千葉市 NPO法人 千葉性暴力被害支援センター ちさと	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。) (被害直後の緊急支援は24時間 365日対応)	ほっとこーる 043-251-8500	○	○	-	○	-	
	千葉県 公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	043-222-9977	○	○	-	-	-	
13	東京都 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ 支援センター「性暴力救援ダイヤルN aNa」(民間支援団体(SARC東京))	24時間365日	03-5607-0799	○	○	-	○	-	まずは警視庁の公 費支出制度等を始 めとする、他の公 的な金銭給付の案 内を行い、それが 受けられない場合 に補完的支援制度 として案内してい ます。
14	神奈川県 かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ 支援センター「かならいん」	24時間365日	045-322-7379	○	○	-	○	-	
15	新潟県 性暴力被害者支援センターにいがた	火～木 10:00～16:00 金 10:00～16:00(連続対応) 祝日 10:00～翌日10:00 (年末年始を除く。)	025-281-1020 メール:HP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	-	

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

		名 称	相談受付日時	相談電話番号・ メールアドレス(※) ※メール相談を実施して いるセンターのみ	相 談			警察に相談しない場合の 医療費等公費負担		備 考
					電 話	面 接	メ ー ル	交 付 金 活 用	自 治 体 独 自 制 度	
16	富山県	性暴力被害ワンストップ支援センター とやま	24時間365日	076-471-7879	○	○	-	○	-	
17	石川県	いしかわ性暴力被害者支援センター 「パープルサポートいしかわ」	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く。) ※緊急医療などの緊急を要する相 談は、24時間365日対応	076-223-8955	○	○	-	○	-	
18	福井県	性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」	24時間365日	0776-28-8505	○	○	-	○	-	
19	山梨県	やまなし性暴力被害者サポートセンター 「かいさぼ ももこ」	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	055-222-5562 メール：HP内の相談フォー ムから送信	○	○	○	○	-	
20	長野県	長野県性暴力被害者支援センター 「りんどうハートながの」	24時間365日	026-235-7123 メール：rindou-heart@ pref.nagano.lg.jp	○	○	○	○	-	
21	岐阜県	ぎふ性暴力被害者支援センター	電話・メール相談：24時間365日 受付 面接相談（予約制）： 月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	058-215-8349 メール：HP内の相談フォー ムから送信	○	○	○	○	-	
22	静岡県	静岡県性暴力被害者支援センター SORA	24時間365日	054-255-8710	○	○	-	○	-	
23	愛知県	ハートフルステーション・あいち	月～土 9:00～20:00 (祝日、年末年始を除く。)	0570-064-810 愛知県内からのみ通話可能	○	○	-	-	-	
		性暴力救済センター 日赤なごや なごみ	24時間365日	052-835-0753	○	○	-	-	-	
24	三重県	みえ性暴力被害者支援センター よりこ	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	059-253-4115 メール：yorico@tenor. ocn.ne.jp	○	○	○	○	-	
25	滋賀県	性暴力被害者総合ケアワンストップ びわ湖SATOCO	24時間365日	090-2599-3105 メール：satoco3105 biwako@gmail.com	○	○	○	○	-	
26	京都府	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援 センター 京都SARA(サラ)	年中無休 10:00～22:00	075-222-7711	○	○	-	○	-	
27	大阪府	性暴力救済センター・大阪SACHICO	24時間365日	072-330-0799	○	○	-	-	-	支援センターによる 助成有
28	兵庫県	ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」	月～水、金、土 10:00～16:00 (祝日、12/28～1/4、8/12～ 8/16を除く。)	078-367-7874(ナヤマナシ)	○	○	-	○	-	
29	奈良県	奈良県性暴力被害者サポートセンター NARAハート	火～土 9:30～17:30 (祝日・年末年始・月曜日が祝日 と重なるときはその翌日、を除く。)	0742-81-3118	○	○	-	○	-	
30	和歌山県	性暴力救済センター和歌山 「わかやまmine(マイン)」	電話相談：毎日 9:00～22:00 (受 付は21:30まで。緊急避難などの 緊急医療は22:00まで。年末年 始を除く。) 面接相談（予約制）： 月～金 9:00～17:45 (祝日、 年末年始を除く。)	073-444-0099	○	○	-	○	-	
31	鳥取県	性暴力被害者支援センターとっとり (クローバーとっとり)	電話相談：月～金 10:00～16:00 月・水・金 18:00～20:00 問合せ対応：月～金 9:30～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	電話相談：0120-946-328 (県内専用フリーダイヤル) 問合せ対応：0857-32-8211 (県外から通話可能)	○	○	-	○	-	
32	島根県	性暴力被害者支援センターたんぼぼ (島根県女性相談センター内)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く。)	0852-25-3010	○	○	-	○	-	
		一般社団法人 しまね性暴力被害者支援センターさひめ	火・木・土 17:30～21:30 (年末年始を除く)	0852-28-0889 メール：HP内の相談フォー ムから送信	○	○	○	-	-	支援センターによる 助成有
33	岡山県	被害者サポートセンターおかやま(VSCO) (性犯罪被害者等支援センターおかやま)	月～土 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	086-206-7511	○	○	-	-	-	支援センターによる 助成有
34	広島県	性被害ワンストップセンターひろしま	24時間365日	082-298-7878	○	○	-	○	-	

7. 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧

		名 称	相談受付日時	相談電話番号・ メールアドレス(※) ※メール相談を実施して いるセンターのみ	相 談			警察に相談しない場合の 医療費等公費負担		備 考
					電 話	面 接	メー ル	交 付 金 活 用	自 治 体 独 自 制 度	
35	山口県	山口県男女共同参画相談センター 「やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお」	24時間365日	083-902-0889	○	○	-	○	-	
36	徳島県	性暴力被害者支援センター よりその 樹 とくしま(中央・南部・西部)	24時間365日	共通相談ダイヤル 0570-003889 中央 088-623-5111 南部 0884-23-5111 西部 0883-52-5111	○	○	-	○	-	
37	香川県	性暴力被害者支援センター 「オリブかがわ」	月～金 9:00～20:00 土 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	087-802-5566	○	○	-	○	-	
38	愛媛県	えひめ性暴力被害者支援センター	24時間365日	089-909-8851	○	○	-	○	-	
39	高知県	性暴力被害者サポートセンターこうち	月～土 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	080-9833-3500	○	○	-	○	-	
40	福岡県・ 北九州市 ・福岡市	性暴力被害者支援センター・ふくおか	24時間365日	092-409-8100	○	○	-	○	-	
41	佐賀県	性暴力救援センター・さが「さがmirai」	月～金 9:00～17:00	0952-26-1750 (さがmirai)	○	○	-	-	○	
		※佐賀県立男女共同参画センター・佐賀 県立生涯学習センター(アバンセ)にお いても女性のための総合相談を受け付け ています。	火～土 9:00～21:00、 日・祝日 9:00～16:30 (アバンセ)	0952-26-0018(アバンセ)						
42	長崎県	性暴力被害者支援「サポートながさき」(公 益社団法人長崎犯罪被害者支援センター)	月～金 9:30～17:00 (祝日、12/28～1/4を除く。)	095-895-8856 メールでの相談受付:HP内 の相談フォームから送信	○	○	○	○	-	
43	熊本県	性暴力被害者のためのサポートセンター ゆあさいどくまもと	毎日24時間 (12/28 22:00～1/4 10:00を 除く。)	096-386-5555 メール: support@ yourside-kumamoto.jp	○	○	○	○	-	事案により支援セ ンターによる支援 有
44	大分県	おおいた性暴力救援センター「すみれ」	月～金 9:00～20:00 (祝日、年末年始を除く。)	097-532-0330	○	○	-	○	-	
45	宮崎県	性暴力被害者支援センター 「さぼーとねっと宮崎」	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	0985-38-8300	○	○	-	○	-	
46	鹿児島県	性暴力被害者サポートネットワーク かごしま「FLOWER」	火～土 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	099-239-8787 メールでの相談受付:HP内 の相談フォームから送信	○	○	○	○	-	
47	沖縄県	「with you おきなわ」(沖縄県性暴力被 害者ワンストップ支援センター)	24時間365日	#7001	○	○	-	○	-	

・相談受付日時の「年末年始」: 12/29～1/3
 ・医療費等の公費負担制度: 性犯罪被害者の緊急避妊、人口妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症の検査費用、カウンセリング費用等に要する経費を公費で負担する制度。
 自治体によって制度が異なりますので(制度の有無・公費負担の対象者・対象となる費用等)、詳しくは各センターへお問い合わせください。

8. 刑法犯 罪種別 認知件数の推移（平成27～令和元年）

罪種別	年次	27	28	29	30	元
刑法犯総数		1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559
凶悪犯総数		5,618	5,130	4,840	4,900	4,706
殺人		933	895	920	915	950
強盗		2,426	2,332	1,852	1,787	1,511
放火		1,092	914	959	891	840
強制性交等		1,167	989	1,109	1,307	1,405
粗暴犯総数		64,049	62,043	60,099	59,139	56,753
凶器準備集合		9	3	3	3	3
暴行		32,543	31,813	31,013	31,362	30,276
傷害		25,183	24,365	23,286	22,523	21,188
うち) 傷害致死		80	79	82	67	67
脅迫		3,700	3,700	3,851	3,498	3,657
恐喝		2,614	2,162	1,946	1,753	1,629
窃盗犯総数		807,560	723,148	655,498	582,141	532,565
侵入盗		86,373	76,477	73,122	62,745	57,808
乗り物盗		309,837	272,174	235,778	207,799	187,101
非侵入盗		411,350	374,497	346,598	311,597	287,656
知能犯総数		43,622	45,778	47,009	42,594	36,031
詐欺		39,432	40,990	42,571	38,513	32,207
横領		1,536	1,513	1,413	1,449	1,397
偽造		2,550	3,176	2,903	2,526	2,323
うち) 通貨偽造		579	527	448	546	328
うち) 文書偽造		1,690	1,821	1,695	1,447	1,488
うち) 支払用カード偽造		181	683	609	420	202
うち) 有価証券偽造		57	61	85	67	259
汚職		70	49	58	46	49
うち) 賄賂		43	28	42	24	32
あっせん利得処罰法		-	-	-	-	-
背任		34	50	64	60	55
風俗犯総数		11,032	10,385	9,699	9,112	8,710
賭博		270	365	198	124	267
わいせつ		10,762	10,020	9,501	8,988	8,443
うち) 強制わいせつ		6,755	6,188	5,809	5,340	4,900
うち) 公然わいせつ		2,912	2,824	2,721	2,647	2,569
その他の刑法犯		167,088	149,636	137,897	119,452	109,794
うち) 占有離脱物横領		26,500	22,979	20,408	18,522	15,857
うち) 公務執行妨害		2,691	2,472	2,416	2,375	2,303
うち) 住居侵入		17,112	15,982	14,911	13,048	12,853
うち) 逮捕監禁		341	295	294	255	268
うち) 略取誘拐・人身売買		192	228	239	304	293
うち) 盗品		1,590	1,495	1,197	1,021	889
うち) 器物損壊等		112,931	100,440	92,707	78,371	71,695

9. 特定罪種別 死傷別 被害者数 (平成30年)

罪 種	総数		死者		重傷者 ^{注1)}		軽傷者	
		うち) 女		うち) 女		うち) 女		うち) 女
刑法犯総数 (交通業過を除く)	26,651	10,099	690	286	2,675	955	23,286	8,858
殺人罪	841	344	308	163	198	62	335	119
嬰兒殺	10	4	6	3	2	-	2	1
自殺関与・同意殺人罪	23	16	20	13	-	-	3	3
強盗殺人罪 ^{注2)}	26	10	9	3	8	5	9	2
強盗傷人罪	693	262	-	-	81	27	612	235
強盗・強制性交等罪	9	9	1	1	1	1	7	7
放火罪	67	28	21	7	11	6	35	15
強制性交等罪	122	122	-	-	8	8	114	114
傷害罪	23,558	8,670	67	29	2,135	750	21,356	7,891
うち) 傷害致死罪 ^{注2)}	70	31	67	29	2	1	1	1
汚職罪	9	2	-	-	-	-	9	2
強制わいせつ罪	264	262	-	-	6	6	258	256
危険運転致死傷 (交通業過を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-
過失傷害罪	247	154	-	-	53	41	194	113
過失致死罪	14	8	14	8	-	-	-	-
業務上等過失致死傷 (交通業過を除く)	649	153	196	34	156	41	297	78
失火罪	48	23	30	15	6	4	12	4
激発物破裂・ガス等漏出罪	3	1	-	-	-	-	3	1
墮胎罪	1	1	-	-	-	-	1	1
往来妨害罪	1	-	1	-	-	-	-	-
遺棄罪	21	12	17	10	4	2	-	-
逮捕監禁罪	44	18	-	-	6	2	38	16
建造物等損壊	-	-	-	-	-	-	-	-
決闘罪二関スル件	-	-	-	-	-	-	-	-
爆発物取締罰則	-	-	-	-	-	-	-	-
航空危険行為処罰法	1	-	-	-	-	-	1	-

注1：重傷者とは、全治1箇月以上の傷害を負った者をいう。

注2：強盗殺人罪及び傷害致死罪で負傷者があるのは、一つの事件で死者と負傷者のある場合の負傷者を計上したものである。

10. 交通事故発生状況の推移（平成27年～令和元年）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
発生件数（件）	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237
死亡事故（件）	4,028	3,790	3,630	3,449	3,133
死者数（人）	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215
負傷者数（人）	666,023	618,853	580,850	525,846	461,775
重傷者数（人）	38,959	37,356	36,895	34,558	32,025
軽傷者数（人）	627,064	581,497	543,955	491,288	429,750
厚生統計の死者数（人） （1年以内）	5,525	5,148	4,863	4,488	

- 注1：「重傷」とは、交通事故によって負傷し、1箇月（30日）以上の治療を要する場合をいう。
 注2：「軽傷」とは、交通事故によって負傷し、1箇月（30日）未満の治療を要する場合をいう。
 注3：厚生統計の死者は、厚生労働省統計資料「人口動態統計」による。この場合の交通事故死者数は、当該年に死亡した者のうち原因が交通事故によるもの（事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者を除く）をいう。

11. 交通事故死者数の月別推移（平成27年～令和元年）

年次 死者 発生月	平成27年				平成28年				平成29年				平成30年				令和元年			
	30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者				30日以内死者			
	（人）	比率	24時間死者	30日死者																
1月	414	1.20	346	68	402	1.15	349	53	328	1.16	282	46	368	1.16	318	50	331	1.25	265	66
2月	367	1.19	308	59	325	1.25	261	64	345	1.20	288	57	289	1.18	245	44	255	1.21	210	45
3月	377	1.19	317	60	388	1.21	321	67	349	1.15	303	46	321	1.14	282	39	324	1.24	261	63
4月	379	1.18	320	59	367	1.19	309	58	300	1.23	244	56	317	1.17	270	47	319	1.20	266	53
5月	376	1.20	314	62	382	1.18	323	59	340	1.21	282	58	303	1.20	253	50	269	1.28	210	59
6月	332	1.16	287	45	315	1.19	264	51	330	1.20	276	54	270	1.15	235	35	248	1.20	206	42
7月	390	1.17	333	57	355	1.21	294	61	370	1.18	314	56	324	1.16	280	44	286	1.25	229	57
8月	404	1.19	340	64	397	1.21	328	69	373	1.20	310	63	354	1.20	296	58	334	1.20	278	56
9月	407	1.20	339	68	376	1.22	309	67	371	1.24	299	72	333	1.19	279	54	348	1.19	293	55
10月	463	1.18	391	72	454	1.21	376	78	420	1.22	343	77	400	1.18	338	62	372	1.19	313	59
11月	455	1.20	379	76	427	1.22	350	77	439	1.18	372	67	398	1.22	326	72	412	1.26	328	84
12月	521	1.18	443	78	510	1.21	420	90	466	1.22	381	85	489	1.19	410	79	422	1.19	356	66
合計	4,885	1.19	4,117	768	4,698	1.20	3,904	794	4,431	1.20	3,694	737	4,166	1.18	3,532	634	3,920	1.22	3,215	705

- 注1：「30日以内死者」とは、「24時間死者」と「30日死者」の合計で、交通事故発生から30日以内に死亡した者をいう。
 注2：「24時間死者」とは、交通事故発生から24時間以内に交通事故が原因で死亡した者をいう。
 注3：「30日死者」とは、交通事故発生から24時間経過後30日以内に交通事故が原因で死亡した者をいう。
 注4：比率とは、「30日以内死者数」の「24時間死者数」に対する比率で、「30日以内死者数」を「24時間死者数」で除したものである。
 注5：各月の「30日死者数」は、その月に発生した交通事故により24時間経過後30日以内に死亡した者の数である。